

令和2年5月4日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた休業要請等への対応 について（お願い）

平素より本県の県政の推進につき、格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

4月7日に緊急事態宣言が発令されて以降、県民の皆様に外出自粛を強く呼びかけ、一部の事業者の皆様に休業を要請させていただきましたが、このたび、国は緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長しました。

そのため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、一部の事業者の皆様には引き続き休業等を要請することとなりました。

また、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等については、業務の継続にあたり「3つの密」を避ける対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じていただく必要があります。

貴団体におかれでは、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、貴団体会員をはじめ、幅広く周知をお願いします。

事業者の皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いします。

記

1 緊急事態措置の期間

令和2年4月7日～令和2年5月31日

2 休業要請等の対象施設（詳細は別紙のとおり）

遊興施設等、大学・学習塾等、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設

※ただし、100m²以下の商業施設、学習塾等についてはこの限りではない

【お問合せ先】

兵庫県産業労働部産業政策課

平野、中澤

電話078-362-3351